年　　　月　　　日

|  |
| --- |
| **●●感染症への新たな対応について（●●年●月●以降）** |

●●感染症につきまして、●●年●月●日より、感染症法上の位置付けが、５類感染症（※）に変更されます。これに伴い、学校保健安全法施行規則の一部改正、学校における●●感染症に関する衛生管理マニュアルの改訂などが実施されることから、本校におきましても、下記の通りに感染拡大防止対策をとりながら教育活動を進める次第です。今後とも、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

※5類感染症・・・感染力および感染した際の重篤性などについて、総合的に危険性が最も低いとされるもの

（インフルエンザ、RSウイルス、風疹、感染性胃腸炎などが該当します）

記

**1.　基本の感染防止対策**

|  |
| --- |
| **（1）換気**  ・常時複数の窓を同時に開けるなど、こまめに換気を実施します。  ・窓のない部屋は、入口を開ける、もしくは換気扇や空気清浄機などを使用します。  **（２）身体的距離の確保**  ・児童同士の身体的距離の間隔に制限は加えません。  ・ただし、学校や地域の感染状況により、児童同士の距離を一定間隔であけるよう指導する場合があります。  **（３）健康チェック**  ・「健康チェックカード」の提出は不要です。  ・ただし、児童の健康状態は常時確認し、発熱などの症状があれば無理に登校せず、ご家庭で休養してください。  **（４）個人における感染防止対策**  ・手洗い、うがい、咳エチケットは引き続き実施します。  ・マスクの着用は個人（ご家庭）の判断とし、特に着用は求めません。  **（５）その他**  ・学校や地域の感染状況により、マスク着用のご協力をお願いする場合があります。  ・学校や近隣地域で感染が流行している場合、教育活動に何らかの制限を加える場合があります。 |

**2.　●●感染症罹患時の出席停止措置について**

|  |
| --- |
| ・児童の●●感染症への感染が確認された場合、発症後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後（解熱し、呼吸器症  状が改善傾向にある）１日を経過するまでを出席停止とします。  ・児童が濃厚接触者となった場合は、直ちに出席停止の対象とはなりません。  ・出席停止解除後でも、発症から１０日を経過するまではマスクの着用を推奨します。 |

以上

本件に関してご不明な点、ご心配なことなどがあれば、お気軽に学校までお問い合せください。

●●●小学校 　教頭：●●●

TEL：XXX-XXX-XXXX